

1. 開 会

○小山管財総括第一課長 ただいまから第95回国有財産北海道地方審議会を開催いたします。

私は、本日の進行役を務めます、北海道財務局管財総括第一課長の小山と申します。よろしくお願いたします。

本日の審議会は、委員総数12名のうち、10名のご出席をいただいております。国有財産法施行令第6条の8の規定に定めます、委員の半数以上の出席で会議を開き議決するという要件を満たしておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2. 財務局長挨拶

○小山管財総括第一課長 それでは、当審議会の開会に当たりまして、北海道財務局長の平井からご挨拶を申し上げます。

○平井局長 北海道財務局長の平井でございます。

国有財産北海道地方審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

当審議会につきましては、本年10月に委員の改選がございました。皆様方におかれましては、ご就任に際しまして、快くお引き受けいただいたことに改めてお礼を申し上げます。

当審議会は、昭和31年7月に第1回が開催されて以来、今回で95回目の開催ということになります。この間、委員の皆様方からは貴重なご意見を賜り、北海道における国有財政行政に多大なるご貢献をいただいているところでございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、昨今の国有財産を取り巻く状況につきましては、本年6月に財政制度等審議会国有財産分科会におきまして、答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について」が取りまとめられたところでございます。

具体的には、審議の中でご説明させていただきますが、本答申におきましては、都心部を中心に国有財産のストックが減少している中、有用性が高く、希少な国有地については、将来世代における地域・社会のニーズへの対応を図る観点から、「留保財産」として国が所有権を留保しつつ、定期借地権の設定により活用していくべきという考え方が示されております。

本日、審議をお願いする事項は2点、この留保財産に関するものでございます。

1点は「留保財産の選定基準について」、もう1点は「北海道財務局における留保財産の選定について」でございます。

当局といたしましては、この留保財産の活用を通じて、将来世代のニーズをも視野に入

れた国有財産の有効活用、最適利用を図ってまいりたいと考えております。

後程事務局から詳しくご説明させていただきますので、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜るとともに、引き続きのご指導をお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

3. 委員及び事務局職員紹介

○小山管財総括第一課長 続きまして、議事に入ります前に、委員の皆様方を五十音順でご紹介させていただきます。

株式会社道銀地域総合研究所 代表取締役社長の上杉真委員でございます。

○上杉委員 上杉でございます。よろしく願いいたします。

○小山管財総括第一課長 弁護士の小笠原圭奈子委員でございます。

○小笠原委員 小笠原と申します。よろしく願いいたします。

○小山管財総括第一課長 今期新たにご就任いただきました、国立大学法人北海道大学大学院工学研究院 教授の佐藤太裕委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○小山管財総括第一課長 株式会社北洋銀行 取締役副会長の柴田龍委員でございます。

○柴田委員 柴田でございます。よろしく願いいたします。

○小山管財総括第一課長 一般社団法人北海道建設業協会 監事の中山茂委員でございます。

○中山委員 中山です。よろしく願いします。

○小山管財総括第一課長 社会福祉法人札幌光陽会 理事の浜田美奈子委員でございます。

○浜田委員 浜田です。よろしく願いいたします。

○小山管財総括第一課長 今期新たにご就任いただきました、アトリエテッラ株式会社 代表取締役会長の堀岡咲枝委員でございます。

○堀岡委員 堀岡です。どうぞよろしく願いいたします。

○小山管財総括第一課長 今期新たにご就任いただきました、不動産鑑定士の増村哲史委員でございます。

○増村委員 増村と申します。よろしく願いします。

○小山管財総括第一課長 今期新たにご就任いただきました、北海道電力株式会社 取締役会長の真弓明彦委員でございます。

○真弓委員 真弓です。どうぞよろしく願いします。

○小山管財総括第一課長 株式会社北海道新聞社常務取締役 管理統括本部長の宮口宏夫委員でございます。

○宮口委員 宮口でございます。よろしく願いいたします。

○小山管財総括第一課長 なお、このほか、一般社団法人北海道総合研究調査会 理事長

の五十嵐智嘉子委員と、今期新たにご就任いただきました、札幌市立大学デザイン学部講師の片山めぐみ委員につきましては、本日、所用によりご欠席でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

管財部長の来田忍でございます。

○来田管財部長 来田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小山管財総括第一課長 管財部次長の高桑誠でございます。

○高桑管財部次長 高桑です。よろしくお願いいたします。

○小山管財総括第一課長 委員及び事務局のご紹介は、以上でございます。

4. 会長選出

○小山管財総括第一課長 続きまして、今回は本年10月の委員改選後、最初の審議会でございますので、新しく会長をご選任願うこととなります。

会長は、国有財産法施行令第6条の5の規定によりまして、委員の方々の中から互選により選出されることとなっております。どなたかご提案ございませんでしょうか。

○中山委員 ただいまお話のありました会長の件につきましては、各界でご活躍をされておられます柴田委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○小山管財総括第一課長 ただいま中山委員からご提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小山管財総括第一課長 ご異議がないようでございますので、柴田委員に当審議会の会長をお願いしたく存じます。

柴田委員は、会長席へご移動をお願いいたします。

5. 会長挨拶

○小山管財総括第一課長 柴田会長、ご挨拶のほうをお願いできますでしょうか。

○柴田会長 ただいまご推挙いただきました柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

本会議の会長ということで、重責ですが一生懸命努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします申し上げます。

今、局長からお話のありましたとおり、国有財産北海道地方審議会は、国民共有の財産であり、社会的な関心も高い国有財産について、いかに活用していくかということを審議する重要な会議でございます。

本審議会の円滑な運営を図ってまいりたいと思いますので、皆様方におかれましては、特段のご協力のほど、よろしくお願いいたします申し上げます。

6. 会長代理指名

○柴田会長 続きまして、国有財産法施行令第6条の5により、「会長代理はあらかじめ会長が指名する」こととなっております。

私から指名させていただきたいと思います。会長代理は中山委員にお願いしたく存じます。よろしいでしょうか。

○中山委員 承知いたしました。

○柴田会長 ありがとうございます。それでは、中山委員、今後ともよろしく願い申し上げます。

7. 諮問事項審議《諮問書の交付》

○小山管財総括第一課長 柴田会長、ありがとうございました。続きまして、諮問書の交付になりますので、進行を事務局でお預かりさせていただきます。

財務局長の平井から柴田会長へ諮問書をお渡しいたします。

(諮問書の交付)

○小山管財総括第一課長 続きまして、審議に入らせていただきたいと思います。

本日の諮問事項は、2件ございまして、「留保財産の選定基準について」と「北海道財務局における留保財産の選定について」でございます。

また、報告事項は、審議会諮問事項の処理状況につきまして、第93回に諮問いたしました「函館市に対する時価売払について」と、第94回に諮問いたしました「自衛隊札幌病院等跡地の処理について」、この2件につきまして、その後の経過等をご報告させていただきます。

以後の議事進行は、柴田会長にお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

○柴田会長 それでは、議事次第の諮問事項の審議に入りたいと思います。

初めに、事務局から諮問事項の1「留保財産の選定基準について」説明願います。

○来田管財部長 管財部長の来田でございます。改めまして、よろしく願います。

私のほうから、諮問事項について説明をさせていただきます。

お手元にも資料をご用意しておりますが、前方のスクリーンをご覧ください。

諮問事項は2件でございます。

1件目が「留保財産の選定基準について」、2件目が「北海道財務局における留保財産の選定について」です。

それでは、諮問事項1の留保財産の選定基準についてご説明します。

資料1ページでございます。

まず、財政制度等審議会の答申を踏まえ、「留保財産」という概念が発生した背景をご説明します。

これまで、未利用国有地は、国として保有する必要がないものは、原則として速やかに売却を進めることで、財政収入を確保する役割を果たしてきましたが、その結果、都心部

を中心にストックが減少しています。

国有地は、将来世代における地域・社会のニーズにも備えていく必要から、国が所有権を留保しつつ、有効活用・最適利用を図るとともに、定期借地権による貸付けで、多様なニーズに対応していくべきとの認識から、「留保財産」という概念が生まれたわけでございます。

2ページでございます。

これらを具体的に実現するために、1のとおり、国が所有権を留保しつつ、活用を図るべき財産の選定の考え方を検討するとともに、2の定期借地権による貸付けの対象範囲の拡大とありますが、これまで、新規の貸付けにつきましては、介護・保育等の単独施設に限定していましたが、民間収益施設との複合施設の整備まで可能とするよう定期借地権の範囲を広げることにしました。

さらに、複合施設も含め、地域の利活用の意見が民間施設の利用のみであった場合や利活用の意見がなかった場合、貸付期間が比較的短い事業用定期借地契約、10年以上30年以内でございますが、これに限り貸付けを行えるようにもしました。

こうした具体的な取組みについて、財務省が9月20日付で通達として発出したことを受けまして、委員の皆様にお諮りしていきたいと考えております。

3以降は、今後の取組みとなりますが、留保すべき財産の利用方針の策定方法、4は、利用方針を策定した後の当該留保財産の管理処分のプロセス、5の定期借地権による貸付け後の事業が適正に運営されるための方策などについて、審議会に諮ってまいりたいと考えております。

3ページでございます。

留保財産の選定基準の考え方としまして、有用性が高く希少な国有地については、売却せずに定期借地権による貸付けを行うことで、所有権を国に留保して、財政収入を確保しつつ、有効活用・最適利用を図っていくべきと示されています。

このほか、森林・水源地、国境離島など、国の基本政策の観点から、重要性があると考えられる国有地については、政府における保全の方針等にも鑑み、売却せずに引き続き保有し、適切に管理を行うことが重要とされています。

4ページでございます。

次に、地域に着眼してみますと、国土交通省の国土形成計画法などに基づき、全国10ブロックごとに対象範囲を選定することを示しています。

北海道は近隣の県と圏域をつくることはないため、北海道開発法に基づく北海道総合開発計画区域として、北海道のみを対象としているものです。

さらに、北海道において、経済・行政の中心都市を基本に、人口集中の概念として設けられています、国勢調査における「人口集中地区（D I D）」もあわせて基準とすることが適切と考え、札幌市を選定しております。

5 ページでございます。

次に、留保すべき財産の規模については、これまでの国有地の活用実績を踏まえ、単独施設では1,000から2,000平方メートル程度、複合施設ではそれ以上が必要との考えのもと、大都市やその周辺地域であるほど民間需要が旺盛になり、まとまった土地の入手が困難と見込まれることや、所有権を留保することにより、将来便益も大きいと考えられることを踏まえ、東京23区等の人口集中地区については1,000平方メートル以上を、その他の各地方については2,000平方メートル以上の土地を選定すべきとされています。

地域・規模の考え方を具体的なイメージとして表にしたものが次の6ページでございます。

このように、各ブロックで選定された各都市の横並びを見ますと、財政制度等審議会で、地域・規模という定量的な要件で絞り込みをしたレベル感がおわかりいただけるかと思えます。

7 ページでございます。

なお、留保すべき土地を選定する過程においては、これらの定量的・形式的な要件だけでなく、各地域や個々の土地の実情及び特性といった個別要因にも着眼しておく必要があり、財政制度等審議会でもそれについて触れています。

上段、黄色で囲った枠内には、地域や規模の基準を満たさないものの、個別的な要因から留保することもあると考えられる例として、人口増加や再開発エリア、コンパクトシティ実現のための立地適正化計画における都市機能誘導区域内に位置するなど、今後、地域・社会のニーズが見込まれる土地であったり、2,000平方メートル未満の土地ではありますが、公共交通機関のターミナル駅至近など、立地条件が非常に優れ、基準容積率が高く、高度利用が可能など、希少性や有用性が高い土地に対して、個々に見て判断していくことになります。

また、下段のピンクで囲った枠内には、地域や規模の留保基準を満たすものの、個別的な要因から留保しないこともあると考えられる例としまして、土地の規模が極めて大きい場合や複数の国有地が近接して存在する場合で、将来の地域における活用可能性を考えても、その全てを留保する必要はないと考えられる場合や、地域における活用が特に考えられず、地価も低く、万が一、将来に取得の必要性が生じても、代替性のある土地も含めて、再取得に特に支障がないと考えられる土地に対して、個々に見て判断していくこととしたいと考えています。

8 ページでございます。

これまでの説明やスライドをご覧いただいたものを整理しまして、北海道財務局における留保財産の選定基準案をお示ししております。

地域と規模につきましては、札幌市の人口集中地区における2,000平方メートル以

上の土地とします。

札幌市は、道庁所在地、政令指定都市であり、北海道における経済・行政の中心都市であると判断できます。

なお、札幌市以外については、現状において、地域・規模要件の対象市町村に含めておりませんが、個別的要因を含め、留保の必要性が認められると判断される財産につきましては、当審議会に諮問し、留保の要否をご審議いただきたいと考えております。

9ページでございます。

こちらは、留保財産の対象として追加すべき個別的要因の具体的な判断基準案を示しています。

例えば、隣接地との一体活用や国または地方公共団体における将来的な利用可能性などの物件特性、人口・交通等の地域特性などを勘案することとしたいと考えています。

10ページでございます。

こちらは、地域・規模の留保基準を満たすものの、留保財産から除外すべき個別的要因の具体的な判断基準案となります。

土地面積・敷地状況及び有用性・希少性などから判断することを考えております。

11ページをご覧ください。

具体的な留保財産の選定プロセスについては、地域・規模を目安としつつ、それ以外の地域も含め、それぞれの地域や個々の土地の実情等の個別的な要因も考慮して、総合的に判断し、決定すべきであると、財政制度等審議会からも示されており、北海道財務局としても、それに沿って対応していきたいと考えております。

また、留保財産の決定は、国民共有の財産の取扱いに係る重要なものであることから、留保すべきか否かの判断は、地域の実情に通じている国有財産地方審議会にて審議の上、個々の財産ごとに決定すべきとされています。

なお、今後の未利用国有地のストックの状況や地域の長期的な需給動向の変化により、留保の必要がなくなるといった状況の変化も考えられることから、例えば留保財産から除外していいのではないかとといったときにも、当審議会にお諮りし、見直していくこととしております。

12ページをご覧ください。

留保財産として決定した国有地における、その後の管理処分のプロセスについてご説明します。

財政制度等審議会では、国有財産の有効活用・最適利用を図るために、留保することとした財産については、十分な期間を確保した上で、民間へのヒアリングなどを通じて、多様なニーズの事前調査を行うとともに、必要に応じて協議会を設けて、地方公共団体と活用方針の議論を行うことで、官民の幅広い知見を生かしつつ、公用・公共用優先の考え方や地域の公的ニーズを踏まえて、国有財産地方審議会にて審議し、国として主体的に利用方

針を策定すべきとされています。

具体的には、個々の留保財産の利用方針を今後の審議会にお諮りの上決定し、その利用方針に基づき、公共随意契約の対象となる用途のみの場合、地方公共団体等に対して、取得等要望の受け付けを行った上で、一般定期借地契約を締結します。

次に、公共随意契約の対象となる施設と、民間収益施設が複合する場合には、二段階一般競争入札を活用した一般定期借地契約を締結します。

このほか、公共随意契約の対象とならない用途の場合であれば、二段階一般競争入札を活用し、事業用定期借地権に限定した貸付けを行うこととなります。

諮問事項1「留保財産の選定基準について」の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○柴田会長 ありがとうございます。

ただいまの諮問事項1に関する説明につきまして、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

ご意見がないようですので、本件は、諮問どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柴田会長 ありがとうございます。

ご異議がないようですので、諮問のとおり決定したいと思います。

続きまして、事務局から諮問事項の2「北海道財務局における留保財産の選定について」説明願います。

○来田管財部長 引き続き、諮問事項2をご説明させていただきます。

北海道財務局における留保財産の選定についてご説明します。

1ページをご覧ください。

先ほどご審議いただいた留保財産の選定基準に基づき、留保することが適当と考える財産は、ご覧の5件でございます。

1の財産については、地域・規模要件欄にバツと付しており、これは数量が1,330.79平方メートルと2,000平方メートルに満たない財産であります。北1条西6丁目という都心部に所在するという点で、その他個別的要因に該当すると考えて留保財産の候補としたものでございます。

その他の4件は、地域・規模要件を満たすものとなっております。

なお、このほか地域・規模の留保基準を満たす財産は現時点ではありませんが、今後、庁舎や宿舍の用途廃止等により未利用国有地が発生することは考えられます。

以降、順にご説明します。

2ページをご覧ください。

各財産の用途地域、建ぺい率、容積率等を記載したものです。

上位計画の欄には、「第二次札幌市都市計画マスタープラン」及び「札幌市立地適正化

計画」において定められた区域等を記載しております。

3ページをご覧ください。

こちらは、各財産の位置関係を示したものでございます。

人口集中地区（D I D）を赤色エリアで表示しており、各財産の位置につきましては、丸印でプロットしております。

具体的には、中央区に2件、東区に1件、豊平区に1件、南区に1件となっております。

4ページをご覧ください。

ここからは、個々の財産の概要をご説明します。

中央区北1条西6丁目6番に所在する財産でございます。

J R札幌駅の南南西約800メートル、地下鉄大通駅の北西約600メートルに位置する1,330.79平方メートルの土地でございます。

5ページをご覧ください。

本財産は、国家公務員共済組合連合会（KKR）が運営する斗南病院敷地として当局から無償貸付けしてきましたが、老朽化により移転となったことから、建物解体後、平成30年2月に財産が返還されたものです。

6ページをご覧ください。

国有地は、旧斗南病院敷地の一部でございまして、残りは、国家公務員共済組合連合会、KKRと記載しておりますが、そちらの所有地となっております。

なお、新病院は、北4条西7丁目、道庁別館の北側に移転しているほか、こちらのKKR所有地につきましては、現在、有料駐車場として利用されております。

7ページでございます。

本財産は、規模2,000平方メートル以上の要件を満たしてはいませんが、J R札幌駅及び地下鉄大通駅、北海道庁に至近で立地条件が非常に優れており、札幌の交通、政治、経済の中心に所在するなど、希少性が高いと判断しています。

また、民間需要の旺盛な地域にあり、将来、国利用等の必要が生じた場合に、その土地の買い戻しや、代替性を有する土地の取得が困難と見込まれることから、処分を留保することが適切と考えています。

その上で、定期借地権による貸付けを前提とした利用方針を策定していきたいと考えております。

8ページでございます。

財産の現況につきましては、写真でご確認ください。

9ページをご覧ください。

中央区南9条西23丁目1番に所在する財産です。

市電、西線9条旭山公園通駅の西南西約1.3キロメートル、道道西野白石線、通称

「環状通」と円山の間位置する6,252.42平方メートルの土地でございます。

10ページでございます。

本財産は、北海道森林管理局が、石狩森林管理署庁舎及び宿舎として利用してきましたが、その用途を廃止して、平成31年1月に当局に引き継がれたものであり、現在も庁舎・宿舎の建物が残っております。

本財産の周辺は、市立の小中学校や有料の介護付老人ホームがあるほかは、中高層マンションや戸建住宅を中心とした住居地域となっております。

また、本財産の東方を南北に走る環状通沿いには、ホームセンターやスーパーマーケットなどの商業施設が立地しております。

11ページをご覧ください。

本財産の周囲は、札幌市道に接していますが、道路との高低差があるため、位置指定道路からのみ車両の進入が可能となっております。

本財産を留保財産とする旨の答申をいただいた場合は、定期借地権による貸付けを前提とした利用方針を策定するとともに、現有建物は、当局において解体を実施していきたいと考えております。

12ページでございます。

財産の現況につきましては、写真でご確認ください。

13ページをご覧ください。

東区北45条東14丁目7番、8番に所在する財産です。

地下鉄東豊線栄町駅の北北西約600メートルに位置する4,220.13平方メートルの土地です。

14ページでございます。

本財産は、防衛省の宿舎7棟の敷地として利用されてきましたが、老朽化等により、建物を解体した後、平成30年2月に当局に引き継がれたものです。

商業施設は、地下鉄栄町駅周辺に集積しており、本地周辺は戸建住宅、低層アパートを中心とした住居地域となっております。

15ページでございます。

本財産は、四方全てが札幌市道に接面しております。

本財産を留保財産とする旨の答申をいただいた場合は、定期借地権による貸付けを前提とした利用方針を策定していきたいと考えております。

16ページでございます。

財産の現況につきましては、写真でご確認ください。

17ページをご覧ください。

豊平区美園9条8丁目2番1に所在する財産です。

地下鉄東豊線美園駅の南方約350メートル、月寒公園の北方に位置する4,213.5

0平方メートルの土地です。

18ページをご覧ください。

本財産は、法務省札幌地方検察庁が宿舎として使用してきたものですが、その用途を廃止しまして、平成28年3月に当局に引き継がれたものであり、現在も建物が残っております。

周辺は、北方に国家公務員の合同宿舎美園住宅等があるほか、中高層マンションや戸建住宅などが混在する住居地域となっております。

19ページをご覧ください。

本財産は、4方向で札幌市道に接しています。

本財産を留保財産とする旨の答申をいただいた場合は、定期借地権による貸付けを前提とした利用方針を策定するとともに、現有建物は当局において解体を実施していきたいと考えております。

20ページでございます。

財産の現況につきましては、写真でご確認ください。

21ページをご覧ください。

最後に、南区川沿10条1丁目477番62に所在する財産でございます。

地下鉄南北線真駒内駅の南西約3.7キロメートルに位置する1万1,969.74平方メートルの土地でございます。

22ページをご覧ください。

本財産は、北海道防衛局の宿舎敷地として当局から無償貸付してきましたが、宿舎の削減計画などにより用途が廃止され、建物解体後、平成30年3月に財産が返還されたものです。

周辺は、国道230号線沿いに、大型店舗や事業所等が立地しているほかは、戸建住宅や低層アパートを中心とした住居地域となっております。

23ページでございます。

本財産は、国道230号線と札幌市道に接していますが、国道との接道間口は約4.6メートルとなっております。

本財産を留保財産とする旨の答申をいただいた場合は、定期借地権による貸付けを前提とした利用方針を策定していきたいと考えております。

24ページでございます。

財産の現況につきましては、写真でご確認ください。

諮問事項2「北海道財務局における留保財産の選定について」のご説明は、以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○柴田会長 ありがとうございます。

5物件につきまして説明がありましたけれども、諮問事項2に関する説明についてご質問ございませんでしょうか。

どうぞ、上杉委員。

○上杉委員 上杉でございます。

1番目の札幌市中央区北1条西6丁目の件についてお伺いしたいのですが、ここは札幌市の中心部であり、極めて貴重な国有財産だと思っております。こういう中心部の貴重な財産については、有効活用がされなければ資産として大きな損失になると思います。

そのためにも、近隣の施設、所有者とうまく連携できないのかというのがポイントになると思います。KKRから返されたということですが、その隣接の物件、またはビルの所有者、そういったところと今後の活用方法などヒアリングされていらっしゃるのでしょうか。

○来田管財部長 利用計画の策定はこれからでございますので、まだ周辺の所有者の方とお話をしたということはございません。これからやっていく形になっていくと思います。

○上杉委員 それについてですけれども、面積が2,000平方メートル以下ということもございますので、もし有効活用を考えられるということであれば、定期借地権で持つことも一理あるのですが、売却ということも考えられるのではないかなど、そう思った次第でございます。

○来田管財部長 ありがとうございます。

留保財産に選定された場合、まず定期借地権での活用という考えでございます。

ただ、実際利用計画を策定し、留保の必要性が乏しいとなりますと、また再度ご審議いただいて、留保財産から外すということも当然可能となります。

○上杉委員 わかりました。

○柴田会長 よろしいですか。

ほかございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、本件は、諮問どおりということで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柴田会長 ありがとうございます。

それでは、この2件につきましては、北海道財務局長に対して、後ほど答申書をお渡しします。

また、審議の結果に係る報道発表につきましては、事務局に一任することでご了承願います。

8. 報告事項

○柴田会長 続きまして、事務局から報告事項について説明願います。

○高桑管財部次長 管財部次長の高桑でございます。改めまして、よろしくお願ひいたし

ます。

私から、これまでの審議会においてご審議いただきました事案について、その後の処理状況をご報告いたします。

報告事項は2件でございます。

1件目が、第93回の諮問事案「函館市に対する時価売払いについて」、2件目が、第94回の諮問事案「自衛隊札幌病院等跡地の処理について」です。

それでは、報告事項1の資料をご覧ください。

平成30年11月19日に開催しました第93回地方審議会において、函館市千代台町に所在する土地を、函館市に対し公共駐車場敷地として時価売払いすることについて、適当と認めるご答申をいただいた事案です。

1ページをご覧ください。

本財産は、函館市千代台町に所在する7,524.83平方メートルの土地です。

処理状況につきましては、「4. 処理区分」欄のとおり、令和元年7月16日付で売買契約を締結し、売買代金は1億6,932万円です。

函館市において、今年度、駐車場整備に係る設計を実施しており、令和2年度に入りましたら駐車場整備工事に着手し、令和2年度内のできるだけ早い時期に供用開始をする予定と聞いております。

2ページ以降は、参考までに財産の位置等を掲載しておりますが、説明については省略させていただきます。

報告事項1の説明は、以上となります。

○柴田会長 ただいまの報告事項につきまして、ご質問ございますでしょうか。

なければ、報告事項2を説明願います。

○高桑管財部次長 続きまして、報告事項2についてご説明いたします。

報告事項2の資料をご覧ください。

1ページをご覧ください。

本年5月20日に開催しました第94回地方審議会において、札幌市豊平区平岸に所在する約4.8ヘクタールの自衛隊札幌病院等跡地を、二段階一般競争入札により時価売払いすることを適当と認めるご答申をいただいた事案です。

現在、処理手続中の事案でありますので、前回の内容を簡単にご説明いたします。

二段階一般競争入札とは、あらかじめ開発条件を設定し、買受希望者から開発条件を踏まえた土地利用に関する企画提案を求めた上で、外部の有識者で構成される審査委員会において当該提案を審査し、審査通過者により価格競争入札を行う売却手法であり、当局では初めて、全国では6例目の取組みとなっております。

2ページをご覧ください。

審議会にお諮りし決定しております専門的知見等を有する5名の委員により審査委員会を組織し、入札公示に際し、開発条件などを設定していただいたほか、提出を受ける企画

提案書の審査を依頼することとしております。

主な開発条件としては、建築物の用途として、商業、医療、教育、福祉、子育てなど、住民の生活利便に資する機能や、多様な世代の流入に資する居住機能の導入であったり、災害時の一時的な避難場所として、防災性の向上に資するオープンスペースを設置することなどを設定しております。

3ページをご覧ください。

本件入札は、令和元年7月5日に公告を行い、本日が企画提案書の受付期限となっております。

今後、審査委員会による提案書の審査を経て、来年1月16日に提案書の審査通過者による価格競争入札を行った上で、当該落札者と売買契約を締結することとしております。

4ページをご覧ください。

なお、財産の位置や周辺の状況については、ご覧のとおりとなっております。

報告事項2の説明は、以上となります。

○柴田会長 ありがとうございます。

報告事項2につきまして、ご質問ございますか。

なければ、以上で報告事項を終了しますけれども、全体通しまして、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会の議事は終了いたします。

委員の皆様、長時間ありがとうございました。

進行を事務局へお返しします。

○小山管財総括第一課長 柴田会長、ありがとうございました。

9. 財務局長謝辞

○小山管財総括第一課長 それでは最後に、財務局長からご挨拶を申し上げます。

○平井局長 審議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多忙にもかかわらず、長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

諮問事項につきましては、ご答申に沿って適正に処理してまいりたいと思います。

国民共有の貴重な財産でございます国有財産について、引き続き適切な管理・処分に努めてまいり所存でございますので、皆様方には、今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○小山管財総括第一課長 本日の議事録につきましては、北海道財務局のホームページで公開いたしますので、ご承知お祈りいたします。

10. 閉 会

○小山管財総括第一課長 これをもちまして、第95回国有財産北海道地方審議会を閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。